

## 3～5年目の支援センター雑感

平成 13, 14, 15 年度センター長 竹内 三郎



### ○設立後3年目

8年余も前のこととなると記憶は定かでなくなってきているが、平成13年4月に支援センター長に就任した最初の印象は鮮明である。

「驚き」であった。何が？と云って、センターの規則類、運営方針などが細則に至って整備されているのは当然のことではあるが、各事業部の活動状況も軌道に乗っていて、勿論模索しながら進む部分はあるけれども、運営活動と支援活動が定常的に動くようになってきていること、に対してである。2年も過ぎて何言ってるか、と思われるかもしれないが、支援センターを産み残した平成10年度正副会長会（当時は理事会）の一員としての感慨であった。

これは偏にゼロからスタートした初代篠原センター長、牛久副センター長初め各運営委員の努力の賜物と敬意を表するのみである。

そして今一つの驚きは、模索もしながらに係わらず支援活動に込めている運営委員の熱意に圧倒されたことである。あるいは自分たち弁理士の職域とバッティングするかもしれないという心配を抱えつつであったに違いないにも係わらずである。日本弁理士会の知的財産支援活動が広く常態化されている今思うと昔話に近い。以下、支援活動の記憶の一部を簡略に振り返る。

### ○弁理士過疎地域を含む支援

当時、弁理士の多くは弁理士会が行う知的財産支援活動の必要性を理解していたものと思う。その一方で、当時の地域支援活動に対する課題は、職域侵害(地域を荒らすだけ)ではないのか、地域に根ざさない人たち(弁理士)がその時だけ来て恒常的な支援ができるのか、等などの理解のすれ違いによる地域会員(例えば関東、近畿、名古屋以外の全国地域会員)との軋轢であった。

これに対しては副センター長と運営委員が実に根気よく地方出張までして活躍してくれた。地域と地域会員を立てつつ実績の積み重ねによって地域支援の必要

性は徐々に理解されていったと思う。地域支援活動の将来を左右することにもなるこれらの状況に、忙しい仕事を割いて東京から遠い地域に向かって運営委員が皆協力し頑張ったのも感動的な記憶である。

活発な意見交換は当事者間の理解を深め、距離を近づけ得るということからすると、努力があれば意見のぶつかり合いは必要なことである、との行動則に沿っていたように回想する。

ただし、地域支援と言いつつも、支援活動の中から判明したことがある。実は東京などでも自治体、団体、大学など知的財産支援をどこにどのように求めたらよいか分からずにいる実態があることであった。

### ○島根県支援

島根県・島根大学支援は、支援センターにとって初めての県支援であり、支援事業の象徴の一つであった。その後、高知県・高知工科大学、沖縄県・琉球大学、鹿児島県…と多く続くことになり、日本弁理士会島根知的財産支援センターも開所され、最初の県支援事業としては大成功であった。

一方、この成功をもたらすに至る一滴の秘話がある。島根県で弁理士活動をしている弁理士K氏に敢えて副センター長就任を要請したのである。自分の働き場所にコンペティタかもしれない自分(支援センター)が乗り込んでくる！受けられる筈がない。でも、これなくしては島根県支援は成功しない。K氏はこの矛盾、相反状況に苦慮の末、副センター長を受けたばかりか、この企画実現に仲介の労をとってくれた。度量の士という外ない。

島根県には2弁理士事務所が開設され、その後、日本弁理士会待望の弁理士ゼロ県解消に向かった。個人的にはK氏の一層の発展を願うのみである。

### ○大学支援

大学支援は知的財産強化の最重要課題の一つであ

り、TLO 支援も含めて、知財啓発講座（セミナー）実施のためのプログラムを作成し、特許庁、経産局、文科省を通して全国大学にアプローチしていった。また、大学はどのような知財プログラムを組めばよいのか、その提案を求めていた。また、運営委員の熱意から学援隊が結成され、各地大学を訪問し、大学との係わりが大きく広がった。担当事業部の成果は大きい。

### ○無料発明相談

特に名古屋、東海地区は、自分たちが支援を行うとの強い熱意を持って知的財産支援活動を展開された。活動を活発化させていく一つとして、発明相談をきめ細かく実施していくことから全員参加態勢とし、有料相談としていきたい。という強い要望が出された。

確かに弁理士業務にあっては有料相談が本来の姿であり、そうすべきであろうと個人的には思う一方、日本弁理士会の新たな支援活動が広く周知され、利用しやすいものとして定着していく政策的目的のために、当面は会全体が無料相談体制で統一して行く方針であったことから、議論が繰り返されつつも、不本意ながら同調していただいたことがあった。同じ目的に向かう熱意の衝突であった。今はもう有料がよいようにも思われる。

### ○特許出願等の援助申請の審査

金銭による支援は難しいとつくづく思った。支援の額と件数が予算化されていたから、可能な限り支援につなげたい気持ちはあるが、執行率評価所謂お役所仕事（数値と理屈合わせの意）でよしとする訳にはいかない。

申請件数は出るが、発明性と有用性を兼ね備えた支援したくなるような申請が出てこない。何故だ。効果確認検証もした。出願等援助部を担当した運営委員の方々の苦悩は大変だったと思っている。私の記憶にも苦悩として残っている。

### ○立上った事業の内の幾つか

[地方巡業] 弁理士が提供する実務力向上のためのセミナーが発展して、「人が並ぶ商標相談所」、「特許エンターテイメントセミナー」が地区部会と共催の形で日本を縦断するように企画されて行われ、好評を博した。新しい企画の魅力が支援活動を効果的にした例と思う。

[小中学校支援] 児童、生徒に対する知的財産教育啓発事業として、広報センターと共催事業「母校に戻

ろう」（キャッチフレーズ）が企画され、知財授業が実現した。今後の継続性を考えて弁理士用の共通授業台本を作成した。知財マインド醸成に向けた歴史的な一歩と思われる。

[地図作成] 「弁理士のいる特許等知的財産の相談所」の地図を作成し、地方自治体、その他の各組織に配布し、弁理士が全国を網羅した活動をしていることを宣伝した。弁理士はどこでも活動している。

[パテントコンテスト] 高校、高専、大学の学生、生徒の知的財産教育の一環として対応した。

### ○社会との繋がり

支援そのものが外内活動であるから当然のことではあるが、特許庁、経産省関係は勿論として、大学支援・教育支援から文科省、中小企業支援から中小企業庁、ITベンチャー支援から総務省、などと新たな交流が始まり、地域支援から幾つもの地方自治体、幾つもの部署と繋がり、そして、支援活動と共に関連する産官学の種々団体、組織、人との繋がりができ、交流が広がっていく。これは感動そのものでもあった。感動が繰り返される、これが支援センターの一員として残った思い出である。

### ○センターの内部的なこと

センター運営は、副センター長と部長が実働の中心となって全体を引っ張った。そして見事な実を生み出すことができた。当然のことではあるが、人材が重要である。しかも多い方がよい。一方、組織は簡明がよい。正副センター長会と部会長会（正副センター長と各事業部長の連絡会議）とは重複するようで両会議に各別の意義を持たせるのに苦勞した。副センター長と部長は兼務がよく、その分、人と部を増やし、会議は一つがよいかもしれないと思いつつ運営した。

### ○支援活動のニーズに対応

個人的に思う。弁理士が行っている日常業務は知財支援活動の一種であろう。弁理士の業務活動と、日本弁理士会が会として行うことで初めて可能となる知財支援活動とは、ごっちゃにすることなく、使い分けて利用するのが当たり前であり、前者業務を後者に求めるようなことはしない、という社会認識が常識化されるような社会になってほしい。これを目的の一つとして、支援活動の展開を考慮していく考え方もあろう。

（原稿受領 2009. 12. 13）